

## 工事成績採点の手順（契約金額500万円以上の工事に適用）

工事成績評定表（第3号様式）及び考查項目別集計表（第3-1号様式）並びに考查項目別採点表（第3-2号様式）の記入は、次の手順により行うものとする。

**手順1.** 第1評定者は工事契約と同時に別紙-5①～⑥「施工プロセス」のチェックリストによりチェックを行い、それを基に工事成績採点の考查項目別運用表の別紙-1①～④に記入する。また別紙-1⑤～⑦の該当考查項目にも記入し、第3-1号様式にチェックし、該当項目の比率によりa～eを判定する。  
次に、第3号様式の該当点数に○印を付す。

**手順2.** 第1評定者は別紙-1⑧～⑫高度技術、別紙-1⑬～⑯創意工夫、別紙-1⑰環境対策を主管課長・グループ担当と合議し、該当キーワード数の数の重みを勘案して評点し、第3号様式に手順1同様に行う。ただし、創意工夫については請負業者からの提案のあったものを評価する。加減点合計を算出し、標準点（65点）から加減を行う。

また第3-2号様式も併せて記入する。

**手順3.** 第2評定者は別紙-2①～②工事成績採点の考查項目別運用表で総合的に判断し第3-1号様式にチェックしてa～eを判定する。次に、第3号様式の該当点数に○印を付し、加減点合計を算出し、標準点（65点）から加減を行う。  
また第3-2号様式も併せて記入する。

**手順4.** 第3号様式、第3-1号様式～第3-2号様式を第2評定者まで評定した後、当該担当部長の決裁を得てから、検査時に第3評定者に提出する。

**手順5.** 第3評定者は別紙-3①～⑭の工事成績採点の考查項目別運用表に記入する。それを基に第3-1号様式にチェックし、該当項目の比率によりa～eを判定する。次に、第3号様式の該当点数に○印を付し、加減点合計を算出し、標準点（65点）から加減を行う。

また第3-2号様式も併せて記入する。

(注意1) 評定点の算出にあたっては、小数第2位を四捨五入し小数第1位とする。また、評定点合計は四捨五入により整数とする。

(注意2) 第3評定者は工事成績採点の考查項目別運用表（別紙-3①～⑭）と第3号様式及び第3-1号様式～第3-2号様式を合わせて取りまとめ、検査復命時に他の書類と共に回覧し、契約検査課にて保管するものとする。